

# 札幌市業務継続計画【新型インフルエンザ編】の概要

## 業務継続計画とは

- ・もともとは、大地震などの大規模災害時を想定したもの
- ・大規模災害等により、札幌市の諸資源に制約がある状況下での優先的に取り組むべき重要な業務の特定
- ・優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分、手続の簡素化、指揮命令系統の明確化等の措置の実施



- ・新型インフルエンザ発生時・流行期間中も、行政サービスを継続するため継続計画を策定
- ・札幌市として、高いレベルでの業務継続を行える体制を整え、適切な業務執行を維持

## 新型インフルエンザ対策における位置づけ

- ・本業継続計画と「札幌市新型インフルエンザ対策行動計画」、「札幌市新型インフルエンザ対応マニュアル」とを一体の計画体系として構成し、新型インフルエンザ対策として対応
- ・流行時に、「行動計画」に基づく新型インフルエンザ対策業務実施のため、業務優先度、人員配置などを定める事前計画

## 本業務継続計画の特徴

- ① 札幌市におけるすべての業務を洗い出し、4業務区分に整理し、発生段階や感染拡大状況に応じた対応策を明示
- ② 強毒性新型インフルエンザ発生により、最大40%の職員が欠勤する事態を想定
- ③ 実施すべき業務に支障が生じないよう、限られた人員で円滑に業務継続できるよう措置
- ④ 各局区の人員計画を踏まえ、不足する新型インフルエンザ対策部門（対策本部業務）に対し、休止・中断業務等のある局区職員を活用する等の全庁的な応援体制を構築
- ⑤ 行動計画での発生段階を前提として、発生段階ごとに、主な実施業務、業務の継続・縮小、人員見込等の判断、各業務の対応時期と期間を決定

## 目的

- ・新型インフルエンザ発生時、札幌市が求められる機能を維持し、必要業務を継続ができるよう、発生時の社会状況を想定し、適切な対策を講ずる上での基本事項を策定
- ・新型インフルエンザ発生時、限られた人的資源などを効率的かつ効果的に活用し、札幌市としての行政サービスの継続を図る

## 札幌市の役割

- ・ 新型インフルエンザに対応した医療対策の実施
- ・ ライフライン等市民生活の基盤となる行政サービス・市役所機能の維持・継続
- ・ 生活に支障を来す可能性が高くなることが想定される市民（独居高齢者、障害等）に対する支援
- ・ 市民に対するきめ細かな情報提供

## 適用範囲

- ・ 札幌市の内部部局における業務を対象
- ・ 市の業務を受託している事業者（本市出資団体、指定管理者等）等の関係機関  
⇒ 今後、策定に向けて協議

## 被害状況の想定

- ・ 新型インフルエンザによる被害の想定：市民の25%が罹患
- ・ 新型インフルエンザによる社会・経済的な影響：職員本人の罹患、罹患した家族の看病等により、職員の40%程度が欠勤する可能性を想定

## 基本方針

- ① 人命の安全確保を最優先：
  - ・ 感染防止について職員への指導徹底
  - ・ 来庁者等市民へ感染防止策の順守を要請
  - ・ 職場・窓口等で感染の疑いのある人が発見された場合を想定し必要な措置を準備
- ② 新型インフルエンザ対策に関する業務は優先的に実施
- ③ 市民生活の維持のため最低限必要な業務は適切に継続
- ④ ②、③以外の業務のうち感染拡大につながるおそれのある業務  
⇒ 極力休止・中断
- ⑤ ②、③、④以外の業務  
⇒ 縮小又は休止・中断、人員を新型インフル対策業務に投入
- ⑥ 市民と直接接する業務  
⇒ 流行の各段階も原則として閉鎖等を行わず、十分な感染防止策実施のうえ、縮小しつつ業務継続
- ⑦ 症状のある職員等  
⇒ 病気休暇等の取得、外出自粛の徹底を要請
- ⑧ 濃厚接触等により外出自粛等を要請された職員  
⇒ 特別休暇取得を認め、外出自粛徹底を要請
- ⑨ 新型インフルエンザの流行状況や重症化度に応じて対応の期間ごとに柔軟に対応

## 業務の優先区分

- ・ 札幌市の業務を、優先度ごとに以下の4業務に区分
- ・ 業務優先度は、強毒性の新型インフルエンザ発生時の感染防止等の観点から選定
- ・ 平常時の業務の重要度とは異なる

### 新型インフルエンザ対策業務

- ・ 新型インフルエンザ発生時・流行時において、札幌市として優先的、緊急に実施すべき業務
- ・ 「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき対策本部並びに所管部局が実施する対策業務
- ・ 新型インフルエンザ発生・流行時に新たに発生、業務量が増加する業務
- ・ 札幌市における通常業務と区別して位置づける業務
- ・ 例：危機管理体制（対策本部等）の整備、サーベイランス、積極的疫学調査、感染拡大防止対策、医療体制の確保に関する業務、広報等市民周知、ワクチン接種、社会・経済機能維持業務

### 通常業務

- |   |   |  |
|---|---|--|
| ① 一般継続業務<br>市民生活、市の基本的機能に重大な影響を与えるため継続しなければならない業務 | ② 縮小業務<br>・ 業務実施方法についての工夫などにより、縮小が可能な業務<br>・ (1)、(2)①、③以外の業務は、全て縮小業務に区分 | ③ 休止・中断業務<br>・ 休止・中断しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務<br>・ 実施することにより感染拡大につながる業務例：不特定多数の者が集まる場や機会を提供する業務の休止 |
|---|---|--|